

2-3. 那覇市総合計画策定条例

平成 28 年 6 月 30 日
条 例 第 28 号

改正 令和 5 年 7 月 14 日 条例第 34 号

南海の勝地といわれたかつての琉球王国は、万国津梁の精神で大海原を舞台にアジアに雄飛した。私たちの那覇市は、大交易時代に栄華を極めた王府・首里城がおかれた地として、その輝かしい歴史を、今に引き継いでいる。

平和で心豊かな暮らしは、先の沖縄戦で打ち砕かれ、全てが焦土と化した。絶望に打ちひしがれながらも、たくましく立ち上がり、戦後の復興の歴史を、本市の輝かしい発展の歴史に重ねてきた。

人々の尊い歩みにより少しずつ都市としての風格を備えてきた本市には、生活の場となる良好な住宅地が整い、国、沖縄県等の公的機関が集まるとともに企業が本拠を構え、賑わいのある店舗が軒を連ねている。今や、名実ともに県都として、商都として、更には経済発展が著しいアジアの玄関口として、沖縄県の政治経済の中心地となっている。住む人、来る人、働く人、行き交う人々に笑顔と活気があふれ、まち全体に躍動感がみなぎっていることが私たちの大きな誇りである。今を生きる私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力の上に、長い歴史を積み重ねてきた那覇市を、確実に次の世代に引き継がなければならない。

那覇市総合計画は、これまで羅針盤のように私たちに夢と希望に満ちあふれた明るい未来を示し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきた。これからも、市民との協働により創り上げていく総合計画を本市のまちづくりの指針として位置づけるべく、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の策定等について必要な事項を定めることにより、本市における総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、本市の将来像並びにその実現のための基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する事業の計画を具体的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、本市の最上位の計画として総合計画を策定する。

(市民意見の反映)

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第15条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 8 条 個別の行政分野における施策に係る基本的な計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 5 年 7 月 14 日条例第 32 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

[改正履歴]

○ 令和 5 年 7 月 5 日 議決(令和 5 年条例第 32 号・7 月 14 日施行)

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例(令和 5 年条例第 32 号・7 月 14 日施行)の付則にて、引用条文の改正を行った。